

勉強会へのご参加、ありがとうございました

平成30年6月1日に最高裁判決が言い渡された「長澤運輸事件」「ハマキョウレックス事件」を題材としたセミナー「緊急対応勉強会」を、7月27日に牛久本部、7月31日に水戸支所にて開催いたしました。計17名の方々にご参加いただき、無事セミナーを終えることができました。

本セミナーでは「長澤運輸事件」「ハマキョウレックス事件」の内容を細かに取り上げ、2つの事件の判決に深く関わる「労働契約法20条」と、その解釈を巡って現在も争われている様々な事件の争点についても触れ、最高裁判決が今後の実務にどのように影響を与えるのか、就業規則、賃金改定などの際には、どのような点について注意すべきかについて解説を行いました。

セミナーに参加された方々のなかには、判決後、すでにクライアントに対して就業規則や賃金改定の提案を積極的に行うなど、「やらなければ危険である」とお考えになる方や、それぞれの事件について労働契約法20条の解釈が全く違うこと、不合理とは一体何であるのか？という疑問をお持ちの方もおり、セミナー終了時間を迎えても質問が途切れないなど、参加者の方々からの、実務に対する強い危機感を感じました。

今後も当事務所では、実務において注目すべき事件についての勉強会など、セミナーを定期的で開催いたします。一般企業様・保険代理店様向けのセミナーもございますので、お気軽にご参加下さい。

10月～11月のセミナーの予定は、本ニュースレターの9ページに掲載しております。その他のセミナーについては、当事務所の総合サイトにてスケジュールを掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

緊急対応勉強会 労働契約法20条をめぐる最高裁判決を踏まえた企業対応の実務

なぜこの2つの判例が注目されるのか？

有期労働契約の実態
労働契約法の改正
労働契約法20条
労働契約法20条の解釈をめぐる裁判
働き方改革関連法との関係

I. ハマキョウレックス・長澤運輸 最高裁判決の分析

ハマキョウレックス事件の概要
長澤運輸事件の概要
両判決の意義

II. ハマキョウレックス・長澤運輸 今回の判決が実務に与える影響

今回の判決が実務に与える影響
各種手当ごとの見直し
定年後再雇用者の場合の相違
労働契約法20条の解釈をめぐる裁判

Ⅲ. 就業規則および賃金改定の進め方

今回の判決を踏まえて行うべき対策
就業規則・賃金規定の見直し
労働条件の不利益変更にあたらぬか？

IV. まとめと振り返り

同一労働同一賃金を意識した労務体制の整備
定年後再雇用者の扱い
就業規則及び賃金改定の進め方の確認